２０２６年度（令和８年度）第１回逗子市景観審議会　会議録

日時：２０２６年８月２４日（月）

９時３０分～１１時３０分

場所：市役所５階　第３会議室

議　題

１．開　会

２．委員の委嘱

　１．委嘱

　２．会長・副会長の選出

３．議　題

　１．スケジュールの確認

　２．景観形成事項の見直しについて

　３．その他

４．閉　会

出席者　　鈴木会長　水沼委員　田邉委員　日髙委員　長島委員

　　大庭委員　吉田委員　岡田委員（ZOOM）

欠席者　　片山委員

事務局　　三澤次長　坂本課長　森係長　兼子主事

傍聴者　　０名

【坂本課長】　それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

ただいまより、2026年度第１回逗子市景観審議会を開催いたします。

本日は片山委員が御欠席ですが、逗子市景観条例施行規則第27条第２項の規定により、過半数の出席があるため、会議は成立しております。また、岡田委員は委嘱のみオンラインで参加となります。

審議会を開催するに先立ち、会議の公開及び議事録の作成について御報告いたします。本日の会議も原則公開となっております。傍聴希望者がいる場合は入室を認めていますので、御了承ください。

会議録については、反訳会議録を作成しますので、会議を録音させていただき、後日作成させていただきます。その後、ホームページ等にて会議録を公開いたしますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、議題２の委員の委嘱に移らせていただきます。本審議会の委員の任期は、令和10年６月12日までの２年間となっております。委嘱状を交付した後に改めて自己紹介を行いたいと考えています。

それでは、市長から委嘱状の交付をさせていただきます。お手数ではございますが、お名前をお呼びしましたら、その場で御起立をお願いいたします。

鈴木伸治様。

【桐ケ谷市長】　よろしくお願いいたします。

【坂本課長】　水沼淑子様。

【桐ケ谷市長】　よろしくお願いいたします。

【坂本課長】　日髙仁様。

【桐ケ谷市長】　よろしくお願いいたします。

【坂本課長】　田邉学様。

【桐ケ谷市長】　よろしくお願いいたします。

【坂本課長】　長島敏春様。

【桐ケ谷市長】　よろしくお願いいたします。

【坂本課長】　大庭千秋様。

【桐ケ谷市長】　よろしくお願いいたします。

【坂本課長】　吉田光夫様。

【桐ケ谷市長】　よろしくお願いいたします。

【坂本課長】　そして、最後になりましたが、オンラインで御参加いただいております岡田勉様。

【岡田委員】　よろしくお願いします。

【坂本課長】　後日、お届けさせていただきます。

それでは、恐れ入ります。市長より御挨拶申し上げます。

【桐ケ谷市長】　どうも皆さん、おはようございます。

朝早く、また日頃から逗子市行政に大変御尽力いただいておりまして、ありがたく感謝申し上げます。よろしくお願いいたします。

皆様におかれましては、この２年間、また景観審議会委員として御協力いただくこととなりますが、よろしくお願い申し上げます。

私は自分の商売でもこの景観につながることもやっておりましたので、大変重要な課題だと、こう考えております。やはりこのまちはいいなと思えるのは、一定のルールの下にしっかりつくられているときに、人間は穏やかな気持ちとなってくるわけですが、それを放置しますと、人より目立ちたいとか、自分のところだけをどうしようかといって、物すごい色使いでありますとか、看板ですとか、そういうものが乱立してきます。それを見ている側からすると、そのふぞろいな中に心が穏やかになることがなくて、何かざわざわしているような、そんな気になると、まちの落ち着きというのは恐らく消えていくんだろうなというふうに思います。

１つは、我々の町は住宅のまちですから、どうしても家の在り方にも非常に統一が必要だというふうに私は考えておりまして、例えば、家の敷地、今、狭小化されていますので、なかなか植栽、緑を植えるということが、全部がかなうかというと厳しい面もあることは事実ですが、木が１本、細い木で枝の張らない、すっと立つ姿の木を１本植えるだけで、その雰囲気というのはがらっと変わってきます。

また、私の友人から、テナントビルをやっているんですが、事業者が大きい看板を出させてくれと、出せるなら出店したいと、こう言ってきたというふうにも聞いています。何とかなりませんか、ならないと言いましたけど、やはり、人より目立ちたい、人より目立つような看板

の設置をすれば集客につながるから、そこに、テナントに参加する、出店する判断がつく、こういうのも事業者側の考え、それはそれとて分かりますけども、それを許容してしまいますと、さらに目立つもの、もっと目立つもの、色にしろ、形にしろ、景観から見ていかがということは出てくると思います。

今、逗子市におきましては、これは景観と違いますけども、建築の在り方がこれでいいのかということで少しかじを切っています。

と申しますのは、商業地域、簡単に言えば駅前周辺です。こういったところに関しては、ある程度高さ緩和をしてでも、マンション等も含めて設置が可能なようにしたいという考えの下、検討を終えたところです。

これまでは、空いた土地が出ると有料老人ホームしか建たないんです。マンションには適さない条文にしていましたので、マンションをある意味で排除する、そういう条例にしていました関係から、もうマンションはまず建たなくなってきた。そうしますと、建つのは有料老人ホームだけというと、せっかくの立地のところに、ここにそれなりのマンションが建ってくれれば、逗子市の人口、逗子に住みたいという人の緩和にもつながることだと思うんですけども、その辺は、まちづくり条例のほうで検討を加えていただきまして、ある程度の方向性が、もう固まったんだよね。

【三澤次長】　条例は改正されました。７月１日から施行しました。

【桐ケ谷市長】　26メートルまで、公開空地とか、様々こういう条件がある場合は最大29メートルまでというところでの緩和をするところです。

それから、そっちの話になりますけど、マンションの駐車場の附置義務も緩和していますので、駅前周辺であれば、今の時代、必ずしも車を持ちたいというばかりではないということを考えれば、そういった方々が逗子に住みたいという方も受け入れられるものにする。

また、もう一歩、ちょっと話がずれちゃいますけど、空き家も結構多くて、この空き家をどう解消できるのかが、逗子に住みたい方々の促進にもつながってくるものと考えています。

ですから、景観１つだけが整えばまちづくりが完成するというよりも、そのまちづくりの考え方、そして空き家の考え方、こういったものと相まって全体が整ったときに逗子市がさらに住みやすいまちになって、ほかからも、これならば移住したいという方々を招くことができるのではないかと考えております。

そうした意味では、それぞれ独立した考えの下、こうあるべきだということよりも、全体が連携しながら、やはりよそから来られた方々、ああ、いいまちだなと、住みたいと思えるまちにする。そして、あらゆる政策がそれぞれのそういうお考えの方々に合致して、よし、逗子に移住しようと、こう思ってもらえるまち、これを目指していきたいと考えているところです。

ぜひ、皆様におかれましては、この２年間という期間になりますけども、また、そういう意味で逗子の発展に御尽力賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。これからの御協力に感謝申し上げます。ありがとうございます。

【坂本課長】　ありがとうございました。

大変恐縮ではございますが、桐ケ谷市長は次の公務がありますので、ここで退席させていただきます。

【桐ケ谷市長】　失礼させていただきます。よろしくお願いします。ありがとうございます。

（桐ケ谷市長　退席）

【坂本課長】　ありがとうございました。

それでは、初めての方もいらっしゃいますので、委員の皆様に経歴等を織り交ぜながら自己紹介をお願いしたいと思います。

委嘱状を交付した順に、鈴木委員、お願いいたします。

【鈴木委員】　横浜市立大学の鈴木と申します。

この逗子市の景観審議会は、景観条例をつくる段階からお手伝いさせていただいていますので、もう何年かちょっとよく分からなくなっています。

【坂本課長】　20年近く経ちます。

【鈴木委員】　20年ぐらいかなと思います。

今、横浜に住んでおりますが、かつては葉山のほうに住んでおりまして、よくこの辺りを頻繁に使っておりました。微力ながらお手伝いできればと思います。よろしくお願いします。

【水沼委員】　水沼と申します。

専門は近代の日本の住宅史、それから、住宅地の歴史というのを専門にしておりまして、特に湘南の別荘地のことをここ数年、継続的に研究をしております。その中でも、逗子のこの特性のある景観というのを、どうやって次の時代に継承していくことができるのか、それをやはりこの委員会でいろいろ学ばせてもいただいております。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【坂本課長】　日髙委員。

【日髙委員】　日髙といいます。関東学院大学で准教授をやっています。

建築環境デザインと、あと、コミュニティーデザインということでやっていまして、昨日まで身延町というところにいたんですけども、若い方で、今度、町長に立候補する人とお話ししていて、やっぱりそういう過疎地も今、市長がおっしゃっていたようなことを言っているんですね、いかに移住者を増やすかみたいな。逗子でも言っているのかと思ってちょっと驚きましたけど。全国的に人口が減る中で、どういうコミュニティーをつくっていくのがいいだろうかというようなことをテーマに大学ではやっております。

よろしくお願いします。

【坂本課長】　田邉委員、お願いします。

【田邉委員】　カラープランニングセンターの田邉と申します。

私は、景観の中でも色彩とか屋外広告物とか、どちらかというと表側の目に見えるところがメインで仕事をしています。逗子市さんからは、専門分野において専門家として初めて委員とかアドバイザーとか、そういう役割をいただいた御縁がありまして、私も20年近くになりますけれども、微力ですが、お役に立てればというふうに考えております。

よろしくお願いします。

【坂本課長】　長島委員、お願いします。

【長島委員】　長島と申します。

私も11年前に東京から逗子に引っ越してきまして、もともと水中写真をやっていたもので、逗子にすばらしいサンゴがあるということで、アトリエ兼ギャラリーを今、逗子の新宿に建てまして、やっています。

今はちょっと潜らなくなってはきているんですけど、地上のほうの自然、またまちの写真を最近はずっと撮っていまして、特に逗子はやっぱり自然がすばらしい、これはほかにちょっと類を見ないと僕は思うんですね。ですから、ある意味でそういう観点から私なりのまちづくりの考え方をお示ししていきたいと思います。

よろしくお願いします。

【坂本課長】　大庭委員、お願いいたします。

【大庭委員】　大庭です。よろしくお願いします。

私は、多分この中で逗子は一番短いと思いますが、目黒から引っ越してきて７年ぐらいだと思います。

仕事というのは、ずっと雑誌の広告営業をやっていまして、その後、自分でやるようになったんですが、相も変わらず、広告関係のお仕事をいただいておりますが、その中で、引っ越しするときに、それこそ関東ぐるっと見回して、何か逗子が一番いいなと思って引っ越してきて、今、実際に、ああ、やっぱり逗子でよかったなと思っていますので、この辺りを普通の人の感覚として何かフィードバックできたらいいなと思って参加させていただいております。

よろしくお願いいたします。

【坂本課長】　吉田委員、お願いいたします。

【吉田委員】　今期より新任で委嘱になりました吉田と申します。

私は逗子で生まれて、今、53歳なんですが、最初は逗子の久木、次に自分の家の桜山と、引っ越しもしながらずっと逗子にいるんですけれども、一応、代々造園業をやっておりまして、父から継いだ会社で、私が今、代表をやっているんですけれども、緑に関して少しでもお力になれればと思っております。

幼い頃より逗子にずっと生まれ育っているもので、よさといいますか、逗子のほのぼのした落ち着くような感じを皆さんというか、知らない方にも広く知っていただければ、先ほど桐ケ谷市長がおっしゃっていたような、魅力あるまちで引っ越してきたいなとかと思ってもらえるようなまちになればと思って、微力ながら尽力させていただきます。よろしくお願いします。

【坂本課長】　岡田委員、恐れ入ります。お願いいたします。

【岡田委員】　聞こえますでしょうか。

【坂本課長】　はい、入っております。

【岡田委員】　岡田勉と申します。前期に続いて委員を務めさせていただきます。

小坪２丁目に20年ほど前から居住しておりまして、ちょうどはげ山の工事が始まっていますが、はげ山に隣接するエリアで暮らしております。

専門は現代美術のキュレーターですが、横浜市を中心としたエリアでアートによるまちづくりなどのお手伝いをさせていただいておりまして、逗子市においても、何らかお役に立てるといいなということで、委員を務めさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【坂本課長】　ありがとうございます。

簡単に事務局の紹介をさせていただきます。

環境都市部次長の三澤です。

【三澤次長】　三澤です。よろしくお願いします。

【坂本課長】　あと、事務局を務めます、まちづくり景観係長の森です。

【森係長】　よろしくお願いします。

【坂本課長】　担当の兼子です。

【兼子主事】　よろしくお願いします。

【坂本課長】　そして、私、まちづくり景観課長を拝命しております坂本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、次に、本委員会の会長、副会長の選出をしていただきたいと思いますが、条例では委員の互選により選出することとなっております。

何か御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【水沼委員】　よろしいでしょうか。

【坂本課長】　水沼委員、お願いします。

【水沼委員】　長く本当にこの逗子の景観をつくることに貢献されてきて、前期までずっと委員長をされている鈴木先生に、ぜひ今期もお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【坂本課長】　ただいま、鈴木委員を推薦する旨の御発言がありましたが、いかがでしょうか。

（拍手）

ありがとうございます。

御異議がないようですので、鈴木委員を会長に選出させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、会長が決まりましたので、次に副会長の選出でございますが、いかがでしょうか。

【鈴木会長】　引き続き、日髙委員にお願いできればというふうに思いますが、いかがでしょうか。

（拍手）

【坂本課長】　ありがとうございます。

御異議がないようでございますので、日髙委員を副会長として選出させていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、会長、副会長の席のほうに御移動をお願いいたします。

（鈴木委員　会長席に移動・日髙委員　副会長席に移動）

岡田委員におかれましては、適宜、御都合のところで御退席いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは、鈴木会長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【鈴木会長】　それでは、改めまして、これより2026年度第１回逗子市景観審議会を進めさせていただきます。

早速、事務局より議題３の１、スケジュールの確認について、説明をお願いします。

【兼子主事】　それでは、資料は１になります。こちらのＡ３の資料になりますので、スケジュールの確認について説明いたします。

今年度の審議会の議題は、昨年度に引き続き、景観形成事項の見直しについてとなります。昨年度の審議会で説明しましたまちづくり条例施行令の改正については、今年度４月１日に施行し運用が始まりました。その件も含め、一定基準以上の建物への景観審査基準の強化や夜間景観における基準整備ほか、景観条例、景観計画における現況との整合箇所の検討を行います。来年度以降は、この審議を継続しながら景観計画及び景観条例の改正が必要な場合には、改正事項について具体的に検討していく予定です。

普及啓発につきましては、来月９月に逗子駅周辺地区においてワークショップを開催します。この件は、次の議題において詳細を説明します。

そのほか、景観関連事業につきましては、この表のとおり、例年どおり実施してまいります。

また、備考欄に記載のとおり、今年12月に逗子市長選挙が予定されております。

景観広報紙、瓦版につきましては、現在第91号まで発行しておりますが、今後の発行について、議題３、その他の議題で審議を行います。

説明は以上となります。

【鈴木会長】　ありがとうございます。

それでは、こちらのただいまの説明について、御意見、御質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。我々の任期としては28年度の６月までということでよろしいでしょうか。

それでは、こちらをたたき台として、何かありましたらその都度修正していくということで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、議題３の２、景観形成事項の見直しについて、こちらの説明をお願いします。

【兼子主事】　続いて議題３の２、景観形成事項の見直しについて説明させていただきます。資料２－１に追加の資料を加えたものがありますので、こちらの画面にて御確認ください。

昨年度、大きく２つの審議事項がありました。第１点目として、ハード面における基準整備において一定基準以上の建物への審査基準の強化について。バルコニーデザイン、屋上設備の目隠し、サイン計画、周辺景観との調和等を審査項目とすること。ほか、明る過ぎる広告照明やデジタルサイネージについて、夜間景観における基準整備を検討することです。

第２点目として、基準の整備だけではなく、逗子らしさとは何か、魅力をメッセージとして伝えるものとして、「まちなみデザイン逗子」店舗版の作成をしていくことが挙げられました。

先ほどスケジュールの確認の中でも上げましたが、今年度、これらの審議事項２点に関連した逗子駅周辺地区におけるワークショップを横浜市立大学が地域課題科目として実施します。

資料は２－２となります。ワークショップの開催に当たり、先日市役所にて、市大の学生さん13名に対して、逗子市の景観まちづくりに関する事前レクチャーとまち歩きを行いました。ワークショップの目的としては、逗子らしさ、ウォーカブル、オープンスペースといったことにおいて、今後、商店街関係者や住民や事業者等と意識向上や意思統一を図り、個性ある魅力的な商業地の景観をつくっていくこととしています。

こちらのワークショップの結果としては、９月26日に庁舎で発表会を行いますが、別途、商店街関係者への説明を行う予定です。こちらのワークショップ実施に当たり、詳細につきまして、鈴木先生、説明をお願いします。

【鈴木会長】　こちら、葉山で今年のゴールデンウイーク、５月に実施したワークショップです。このようにまちなかを歩いて、スマホで写真を撮りながら、葉山らしい空間、そういったものをみんなで投稿するという形式のワークショップ。前半はこういうふうにまち歩きをして、それぞれ皆さんが思う葉山らしい空間を撮るんですね。そういったものを探してもらう形式になります。それを基に例えば葉山であると、このエリアですとこういうような空間が葉山らし

いというふうに投稿された。

あわせて、地域とのつながりを感じるかとか、精神的な幸福感を感じるか、それから、健康につながるということを感じるかということを聞いていまして、この３つの要素で、いわゆるウェルビーイングという指標等につながるので、ウェルビーイングを体現するような空間はどこにあるのかというのをみんなで探す。

それぞれ、個人で温度が違うわけですよね。通常のワークショップでしたら、何か見て感想を言い合って終わるんですけども、こうやって地図上に残りますので、それをみんなで見返しながら、まちの空間の在り方について考えていきましょうということになります。

これは以前やったところですと、いろんなものがあるんですけど、ある程度共通性というのがあるんですね。ごみやポイ捨てがあったりとか落書きがあるようなところというのは、あまり幸せ感を感じないと、何かそういうような傾向。それから緑があるとか、緑があっても管理がきれいにされていないと、あまり幸せな感じにはならないとか、そういったことも出てきます。小さな意見を集めて、もしかしたら、そういうところを実際に、これなんかは小さな改善を積み重ねて、これ、大阪のほうでやっているんですけども、それで少しずつまちの空間をよくしていこうというようなことをやったりしています。

でも、そんなに複雑なことをやっているわけじゃなくて、よくワークショップでまち歩きをして、そこにポストイットを貼って、みんなで意見を出し合ってというようなことのスマートフォン版だというふうに理解していただければと思います。

これが前半部分なんですけども、このワークショップは、この後、みんなで写真を見ながらどういう気づきがあるかというのを考える。これはＡＩの助けを借りながらパソコンを使ってやっていきます。今回は学生がパソコンを全員持っていますので、市民の参加者の方は学生と組んでいただいて、それを基にいろいろ意見を出し合う。

気づきというのを探した後、次のスライドなんですけども、いろんな、例えば御近所から広げる、環境によい、例えばこういうような意見等、まち歩きで気づいた、写真とセットにして意見を出してもらうと。

まず、みんなで出し合って、その後、じゃあ、それを解決するためにどうしたらいいのかというような処方箋を考えるということを後半部分でやります。ただ、これは直接今回のガイドラインの見直し、景観計画の見直しに直接関わる部分もあると思いますし、関わらない部分も

あるとは思うんですけども、あまりそこら辺は厳密に検討せず、今後の逗子のまちなかの在り方を考えるワークショップというのを実施できたらというふうに考えております。

私からの説明は、以上です。

【岡田委員】　すみません、岡田です。

申し訳ありませんが、ちょっと後ろがつかえているものですから、これにて退室させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【坂本課長】　はい、ありがとうございました。また次回以降もよろしくお願いいたします。

【岡田委員】　よろしくお願いいたします。失礼します。

【坂本課長】　ありがとうございました。

【兼子主事】　それでは、引き続き、議題３の２の説明に移らせてもらいます。

今年度において、主に逗子駅周辺地区における景観の現況把握を行っていくこととし、今回の第１回目としては、建物への景観審査基準について、第２回目としては、今回、現況把握したものの課題を整理し、次の審議事項、夜間景観における基準整備について取り上げます。ワークショップに関しては、次回、実施報告を行います。

本日の審議事項の説明の前に、まちづくり条例の施行規則改正事項の駅前商業地における高さ基準について確認します。こちらは、昨年度の審議会で提示したものと同様のものになります。高さ緩和と住宅併用を条件とした開発を通じ、歩行空間の改善、オープンスペース確保、店舗の誘致によるにぎわい創出をしていくといった内容となり、商業地域においては条件付で建物高さを20メートルから26メートルに、また、公開空地の要件を満たすことにより29メートルに緩和します。

これに関して、景観審査基準の強化等における検討の流れとしては、建物意匠、バルコニーデザイン、屋外階段、屋上設備、外壁の分節について、建物高さが10メートル以上あり、まちづくり条例において既存不適格なものの現況把握を行います。

また、近年の条例適用案件についての建物意匠との比較や、まちなみ全体における検証を行います。その際の参考資料としまして、資料２－３を添付しました。こちらは、条例適用案件として、景観審査委員会で個別審査をした際の景観配慮要望事項となり、項目ごとに要望内容を記載しておりますので、参考資料として御確認ください。

それでは、現況建物の説明に入ります。こちらはなぎさ通りの10階建ての共同住宅になりま

す。バルコニーは、４階以下は腰壁としているが、５階以上は透明ガラスとしています。通りから洗濯物や室外機が視認できる状態でした。また、縦方向への意匠の工夫で、水平方向への分節が図られていました。

こちらは、先ほどの建物の隣の10階建ての共同住宅です。こちらは、バルコニーの手すりがすりガラス状のものとなっていました。すりガラス状のものでも、通りから洗濯物や室外機が視認できる状態でした。意匠上、分節化が見られないため、水平方向に長大な印象を受けました。

こちらは、新逗子通りにある10階建ての共同住宅です。バルコニーは縦格子の設置により、デザインの工夫が見られましたが、通りから洗濯物等が視認できる状態でした。また、６階以上は明度の高い仕上げを用いており、壁面の高さ方向の分節化を図っていました。

こちらは、池田通りの７階建ての共同住宅です。バルコニーは粗い縦ルーバーとなっているため、通りから洗濯物等が視認できる状態でした。

こちら左側の写真は、池田通りの８階建ての共同住宅です。バルコニーはすりガラス状のものとなっているため、通りから洗濯物等が視認できる状態でした。また、一部室外機が天井つり下げとなっていました。

右側の写真のバルコニー手すりもすりガラス状となっていました。こちらもガラス手すりを設置したバルコニーが連続し、水平方向に長大な印象を与えているように感じました。

こちらは、７階建ての共同住宅です。左の写真は田越川沿いからの外観になります。右の写真のとおり、正面は通りに面しております。屋外階段は手すり部分が縦格子となっており、その部分がダークブラウンに着色されています。

こちらは、近年条例適用され、建築された建物です。左側の写真においては、屋外階段は建物と同じ色彩の縦格子の意匠とし、緑化が施されていました。また、右の写真の建物と同じくバルコニーには乳白色のパネルが採用されていました。また、両方の建物において分節化の工夫も見られました。

こちらは、池田通りの６階建ての建物です。バルコニーは腰壁とし、仕上げの工夫で通り沿いの長手方向に対する分節を図っていました。また、低層住宅地からの見え方にも配慮があり、周辺景観との調和も図られているように見受けられました。

こちらは、屋上設備における現況写真です。右側の写真が屋上設備の遮蔽がないもの、左側

の建物はルーバー遮蔽があるものとなります。左側の建物は条例適用案件です。

すみません、こちらのページを追加させていただきましたので、お手持ちの資料とページ番号異なりますこと御了承ください。

逗子駅周辺地区の景観ガイドラインにおいては、このとおり、設備等が道路から直接見えないようにルーバー等で適切に目隠しをする。バルコニーに設置する設備類は床置きとすることが記載されており、景観形成の方針としては考え方を示すものとなっています。ほか、今回取り上げたバルコニーの意匠や、屋外階段、分節については、ガイドラインには記載がありません。参考資料として資料２－４に逗子駅周辺地区の景観計画確認等を添付しました。

色と仕上げといった建物意匠の違いにおけるまちなみへの影響としては、こちらの写真のとおりとなります。上部が池田通りの現況になります。下部が建物の外壁をブラウンから白系に変更し、仕上げにより分節化を図ったものです。

こちらの写真は新逗子通りとなり、こちらも右側の写真のとおり、外壁をブラウンから白系に変更し、仕上げにおける分節化を図ったものです。

また、逗子の商業地らしい意匠や色彩、素材とはといったことについて、周辺景観も含め検討が必要だと思われます。

これらが、現況建物において今回の検証のまとめとなります。バルコニーデザインは透明ガラス、すりガラス状、縦格子が見られましたが、乳白色パネルのほうが、腰壁、下の物干し等が見えにくい印象を受けました。屋外階段については、デザインの工夫によって、周辺環境と調和したものが見られました。外壁に関しては、均一な壁面や水平方向が強調されたバルコニーが見られましたが、デザインの工夫により分節化が図られている様子がうかがえました。屋上設備は、設備機器類が望見できる事例が見られましたが、ルーバー遮蔽による配慮がある事例も見られました。周辺景観との調和に関しては、これらの建物意匠におけるまちなみへの影響の検証が求められました。

以上が、一定基準以上の建物への景観審査基準の強化における現況把握となります。今回はこの件で御意見をいただき、その後、次回の夜間景観における基準整備の概要のみ説明させていただきます。

説明は、以上になります。

【鈴木会長】　ありがとうございます

ただいまの説明について、御意見等があればお願いします。

今回は、住宅系で高さの緩和がされるということで、主にはこういう既存の住宅がどういう状況かということについて報告をいただきました。いかがでしょうか。

田邉委員。

【田邉委員】　バルコニーのガラス材料については、最近のマンション、ほとんど躯体手すりにしないで、バルコニーを軽く造るという造り方になってきているので、やはり、一定の制限というのは必要かと思いますけれども、今の資料を拝見していると、乳白のものはよくて、かすみのものがちょっとまずいんじゃないかというような指摘になっていましたけれども、一般的な水準でいうと、乳白まで持ってこなくても乳半とか、かすみぐらいであれば許容しているというのが割と多いんですね。

このガラス材料を規制するということ自体がまだ始まったばかりなので、あまり事例は多くないですけれども、ある程度軽い造りというか、一定の気配が感じられるということも建築の上では必要かもしれないので、必ずしも乳白までしなくてもいいのではないかなというふうに思います。

逆に、透明なんですけれども、色を黒くして、ただ、中はよく見えるというタイプのガラス材料も多くて、むしろそちらのほうが問題があって、昼間は確かに暗いので中は見えませんけれども、夜になると明るさが逆転して中身が丸見えになるので、何らかスモークがかかったような、ヘイズというふうにいうんですけれども、光が拡散するようなガラスの材料を使っていただくことが大事なのかなというふうに思いました。

あと、外壁の分節化ということなんですけれども、これは、資料の中では、どちらかというと色とか材料で分節化するということ、これももちろん視覚的な効果はあるんですけれども、本質的にはやはり壁が出たり引っ込んだりというような凹凸感であったりとか、高さをどっかで一段下げるとか、そういう形態的な分節化のほうが圧倒的に有効なので、そこをなるべく工夫していただいて、そういうことができない場合に色彩とか材料に委ねるということを考えたほうがいいかなというふうに思います。

あと、屋上設備の遮蔽が出ていましたけれども、こちらもやはり、最近、しっかりと隠してくださいというような指導をしている自治体も増えてきましたし、そのときに、建物というか、都市が立体化して、今般、逗子でも規制を緩和して高いものが建つような状況にしているので、

基本的には建物というか、設備がある部分の四周を立面投影でしっかりと隠してくださいというような指導をしているところも、先進的なところでは出てきています。

この写真なんかはそれ、割と象徴的なものだと思いますけれども、道路側でない面がこの写真では見えていて、道路側は対策をしていても、道路側ではない部分から見えてしまうとか、遮蔽しているほうは、こちらが多分メインの通り側ではないんですけれども、そこもしっかり遮蔽していただいているので、みすぼらしいものが見えないような形になっているということで、基本的には立面投影で四周を覆うというのを基本に指導している例が出てきています。

今までのところでは、そんなところです。

【鈴木会長】　ありがとうございます。

バルコニーガラスの規制に関しては、実は別の自治体でいろいろもめていまして、結構難しい部分があります。

【田邉委員】　ガラスについてしっかりと書かないとやってくれない事業者さんが増えてきているので、そこはやはりしっかりと書いたほうがいいんだと思います。

例えば洗濯物が見えないようにするとか、整備機器が見えにくくなるようにするとか、そういうぼやっとした書き方だと、いろいろと理屈をつけて、これは見えないんじゃないかとかチャレンジをしていきますので、やはりきちんと基準にそのガラスの在り方というのを書いておいたほうがいいのかなというふうに思います。

あと、ごめんなさい。縦格子と手すりが出ていましたけれども、縦格子の手すりの場合は、これは基準になっているものではなくて、景観アドバイザー会議などで調整をしている案件ですけれども、縦格子のピッチ、格子の手すり子のピッチが50ミリとか60ミリとか、すごく小さなピッチで立つタイプの材料があるんですけれども、なるべくそういうものにしてほしいとか、あと、開放率50％というふうに言っているんですけれども、ルーバー材料で閉じているところと開いているところが１対１、50％ずつであれば、ある程度、真正面でなければ洗濯物が見えなくなるので、そういう指導もしている例というのもあります。

【鈴木会長】　いかがでしょう。感想でも構わないです。

【水沼委員】　よろしいですか。

今、ここに出ているスライドでも、左側は洗濯物をバルコニーの手すりより高い位置にやはり干していますよね。それは、もう洗濯する側とすると、どうしてもそこに干したくなる。家

族が多い、子育て世帯などをこれから受け入れようとすると、さらにそういう傾向がどうしても出てくると思うんですね。

だから、何かそれをどうやって上手に景観と両立させるかというと、やはり暮らす人にここに暮らすことの意味とか、ここに暮らすことがまちと共生しているんだということをやっぱり理解してもらわないと、なかなかそういうのはいたちごっこになると思うんですね。どうしてもバルコニーの物干し台は、高いところまで上がっちゃいますから、それをしちゃいけないということが、何でしちゃいけないのかというのを理解してもらわないと、多分、日本の方だけではなくて、多国籍の方が暮らすようになると、さらにそういう町なかに暮らすということの理解を促すような仕組みを、例えば室外機、後付けで高いところにつけちゃうなんていうことも、多分、そういうところから出てくるのかなという気がするので、そういうソフト面での建築的な、ハードでの規制と同時に、暮らす人、使う人とのコミュニケーションというか、そういうソフト面での規制というのが理解を得ることも、私は大事なんじゃないかなという気がしました。

なかなか難しいですよね、ソフトでそれをどう誘導するか。でも、あなたがまちの景観の１人なんだということを理解してもらうだけで、やっちゃいけないんだという理解に進んでいくといいかなというふうに思います。

【鈴木会長】　室外機なんかは、あらかじめ設置する場所を、設計の段階に折り込んで取ってあれば、そこにみんなが置くことになるわけですよね。

【水沼委員】　そうなんですよね。施設も洗濯物を干すのも上まで行かないものにしてしまえば、高いところまで洗濯物を上げられなくなるので、ハードである程度できることもあると思うんですけれど、それでも買ってきて置きたい人はきっと置いちゃうという、もうこれは生活していく上では仕方がないことのような気もするんですが。

【田邉委員】　バルコニーは共用部なので、管理規約でしっかりと制限をしてもらうというやり方が、強制的にはできるかなと思います。

【水沼委員】　やっぱり駄目なときに、ちゃんとカードを出すというかな、それをしないと、結局ぐずぐずになっていきますよね。

【鈴木会長】　多分、事前にそういうルールがちゃんとあれば、マンションディベロッパーの方たちは、そういったことを、ローカルルールがあることはちゃんと熟知しているので、管理

契約をつくるときに、そういう文章を必ず折り込んでくれるんですよね。それをちゃんと伝えておかないといけないということです。

そのほか、いかがですか。

【日髙委員】　例えば、今出ているのは10階建てだから、29メートルぐらいありそうですよね。

【坂本課長】　そうですね。

【日髙委員】　今、変更しようとしているのは、これは、それ以前にもう建っちゃっていたものということで、どういう経緯でこれは建っていましたか。

【坂本課長】　現在のまちづくり条例とかが施行する前です。

【日髙委員】　前の段階。軒並み、これが林立するようなことにしようとしているということですよね、今の、同じエリアで。公開空地、これは取っているという扱いでいいんですか。

【坂本課長】　いや、そこまでは取っていないです。

【日髙委員】　じゃあ、これがずっと並ぶということですか。

【坂本課長】　そうですね。もう少し後退してもらう。

【日髙委員】　もうちょっと規模の大きい敷地。

【森係長】　今、まちづくり条例ができる前というお話だったんですけど、まちづくり条例の施行が平成14年なんですが、18年までは、実は、商業地域は高さが30メートルだったんですよね。その頃に建てられたマンションというのが結構ありまして、それの事例を、今、事務局のほうでまちを歩いて確認をさせていただいています。

【日髙委員】　分かりました。

【鈴木会長】　ですので、その頃は、もうずっと31m。

【坂本課長】　30m。

【鈴木会長】　30mまでずっと建つようになっていたので、足元のところよりも、今だとスペースを取らなきゃいけないという、そういうのが全然ないんですよね。ですので、ここもちょっと前なので、例えばこういうところで、今だったらもうここをちょっと下げて、歩道を歩けるスペースを取っておいてほしいねとかという話になるんですけど、敷地目いっぱいに出てくるので。

なぎさ通り、今、歩行者スペースがすごく、一番最初に出てきたやつ。これなんかも、もうちょっとうまくしてくれれば歩ける、歩行者空間を取れるのにねというふうになっているんで

すけど、そういうことがなされていないんですね。

今度、緩和する場合には、そういうところを求めているんですか。

【森係長】　３メートルの公開空地を確保することというのが条件に入っていますので、かつなぎさ通りの話でいうと、細かい話なんですが、前面のところ、排水溝の形がＬ字溝といって、少し段差があるようなものになっているんですね。

ただ、公開空地としてはそれだと適さないので、そこも構造を変えてフラットにして、かつ３メートル取った場合については、高さ緩和を認めますよというような整理をさせていただいております。

ですので、仮にあそこに建つ場合については、公開空地が３メートルは必ず確保されるという形になります。

【鈴木会長】　結構気の長い話ですけど、徐々に建て替わっていったときに、少しずつ環境が変わる、改善されていく。

【森係長】　変な話、事業者が20メートル以上の建物を望めばそれに乗らなきゃいけないですけど、仮に20メートル以下であれば、現行のものでいいので、３メートルを取る必要はなくなっちゃうので、必ずしも３メートルを取って、一律、あそこがあって、ずらっと公開空地が並ぶかというと、そういうことではないと思います。

【鈴木会長】　あとは、１階の主たる利用等を店舗にするということで、前の期にはまち歩きもして、逗子らしいお店だとか、何かそういう雰囲気があるお店なんか、どういうイメージなのかというようなことも意見交換したと思いますけど、そういったことも盛り込んで、まちなみデザイン逗子の商業地版が必要なんじゃないかというような意見も出ていて、単純にセットバックしてお店があるだけじゃなくて、そこに逗子らしさみたいなものがうまく出てこられるようにするためにはどうしたらいいのか。多分、やっぱり緑をちゃんと入れるとか、ちょっとした配慮がなされていることによって、逗子らしさが出てくると思うんですよ。何かそういうところが今度、ワークショップの中で意見としてまとめられればいいなというふうに思っています。

ちなみに、駅前部分も、駅に本当に近い部分も１階までですか。

【坂本課長】　店舗ですか。

【鈴木会長】　店舗です。

【坂本課長】　１階までと指定しているわけではない。

【鈴木会長】　ではない。

【森係長】　そうです。ここで指定しているのは、あくまで建物の延べ床面積の２分の１以上を共同住宅にしてくださいねという指定をしているだけであって、仮にそれが10階建ての建物としたら５階まで店舗でも全然問題はない。

【鈴木会長】　いかがでしょう。疑問であるとか、そういったものでも構わない。御意見があったら。

はい、どうぞ。

【吉田委員】　素朴な疑問なんですけど、この14項の建物意匠におけるまちなみへの影響の検証、マンションの色をブラウンからホワイト、アイボリー系に変えるという、これは何でブラウンは駄目なんですかと素朴に思ったんですけど。

【兼子主事】　心理的な影響として、ブラウンと白系だった場合、どういう印象を受けるかという比較です。

【吉田委員】　やっぱり重たいとか。

【兼子主事】　そうですね。逗子らしさという点で、どっちが適切かというのは言い切れないかもしれないんですけど提示させていただきました。

【森係長】　これは、池田通り沿いでいうと、白基調の建物というのが結構多いんですね、周りに。この建物は、茶色っぽいブラウン系の建物は、あると実は結構目立ってしまうことがなって、例えば通りごとの景観を考えるのであれば、そういう色なんかも考慮してもいいのかなというところで、こういう事例を出させていただいているところですね。

【田邉委員】　そうですね。これに関しては何とも言い難いところがあって、例えば、池田通り、現況の上の左側の写真なんかでいうと、３棟の建物の調子がそろっていますよね。これは、必ずしも悪い結果ではなくて、やっぱり同じ時代に建ったものなのかもしれないですけれども、それなりにまちなみとしては成り立っているものなので、上と下を比べれば、下のほうが軽くて明るくて逗子らしいというのはあると思いますけれども、上の状態がとても悪いかというと、そうでもないように感じます。

【吉田委員】　統一感は出ますけど。

【日髙委員】　そうですよね。

【吉田委員】　僕は建物の専門家ではないので分からないんですけど、何か画一化されてしまって、多分、マンション業者さんもおのおののカラーがある。例えばライオンズマンションだったらライオンズマンションの色があるじゃないですか。そこを強要できるのかという疑問もあるんですけど。

許容範囲では、例えばブラックの黒い、ないですけど、そんなのができたりすれば、確かに物すごく圧迫感が出るんじゃないかなとは分かるんですけど、アースカラーだったら、そこまでうるさく言わなくても大丈夫なのかなと、ごめんなさい、これは素人意見ですけど。

【田邉委員】　これはまちなかの写真なので、あまり緑が入っていないですけれども、少し郊外に入って、緑がいっぱい生えるようなマンションだと、上の色のほうがかえってよかったりはしますよね。

【吉田委員】　そうですね。かえって、例えばホワイトにしちゃったことによって、外壁の塗装の種類にもよるかもしれないんですけど、例えば苔が生えてしまって、緑色の建物がいっぱいになってしまっても、それはそれで多分、戸建てではそれが多いですけど、マンションとかだと、さすがにあまりそういうことはないかと思うんですけど、あまりきれいじゃない可能性もゼロではないかと思います。難しいところですね。マンションにも個性があると思うので。

【鈴木会長】　そうそう、難しいところがある。

こういうのではないんですけども、上にドームをつけるマンションを売っていた、そういうディベロッパーさんが、今はもうなくなっちゃいましたけど、そこは何か結構住民の反対が、ちょっと何とかホテル風に見えちゃうというような指摘もあって、反対が起こることが多くて、最初はだからドームを３つぐらいつけたものを出してきて、住民から反対の声が出たら２つを消して１個だけにするとか、そういう事前協議逃れみたいなことをやっているディベロッパーがありましたけれども、そういう、ちょっと上のほうの形状みたいなものも、いろんなディベロッパーでも好みもあるので、難しいと思いますけど。

【大庭委員】　外壁の色は、強制力はないんですよね。白ですか。

【鈴木会長】　基本的には、その色彩の中で、この範囲の中はオーケーよというような。

【田邊委員】　景観計画と景観条例では、一応強制力のある基準というのはあるんですけれども、比較的緩いので、今、ここで写っている範囲であればどれでもオーケーぐらいの、完成時の緩い規制ですけれども、一定の強制力はあります。

【大庭委員】　広告の看板を規制しているほどではないですよね。

【田邊委員】　そうですね。

【鈴木会長】　とんでもない色の建物は建たない、そういうふうになっていますね。

【田邊委員】　建たない。

【水沼委員】　逗子の場合だと、分譲集合住宅の供給そのものがすごく少ないので、競争がないんですよね。どんなものを建てても売れるわけですよね。それが、競争が少し出てくると、今度はそういうデザインとか、どういうものが逗子らしくて人気があるのかというので選別がされていって、こういうのが逗子にはみんなが求めてる逗子らしさというのを表現しているというような、プロトタイプというか、代表例みたいなものが出てくると、ある程度それがイニシアチブを取っていくみたいなことになっていくといいなという感じはしているんですよね。

今、全くそういう状況になくて、建てて分譲だとすぐに売れるという、きっとそういう競争がない状況ですよね。だから、それが変わっていくと、少しずつどういうのがいいのか、どういうのをみんなが逗子に合ったものとしても、景観としても求めているのか、バルコニーだったらこうとか、分節はこうだとか、緑がどうというのが、だんだんモデルができていくような気がするんですけどね。そこに向けてうまく誘導していくのが、きっと重要なところなのかなと思います。

【大庭委員】　建ててすぐ売れるんであれば、お金がぐるぐる回ります。であれば、市のほうからリードしやすいですよね。聞く余地があるというだけで。

【水沼委員】　と思うんですよね。

でも、今みたいに建設費が高騰していたりすると、そこまで本当にいくのかどうかというのも、これだけ規制緩和というか、緩和しても、そういうふうにうまくいくのかどうかが分からないですけど、逗子に来たいという人は一定数やっぱりいると思うので、そのバランスですよね。収入のランクと建物のランクの、そういうのも、ディベロッパーさんのほうがうんと研究して、いいものを造ってくれるといいですね、モデルの代表が。

【鈴木会長】　それでは、よろしいでしょうか。

まず、現況の把握において、これからどういうふうにしていくのかということは、次回以降の審議になります。

【兼子主事】　お時間がありますので、本日、夜間景観に関して概要をと思ったんですけど、

お時間をいただいて、一通り説明させていただいてもよろしいでしょうか。

【鈴木会長】　はい、お願いします。

【兼子主事】　これから、夜間景観における基準整備について、こちらも現況把握をしたものを説明させていただきます。

夜間景観を検証するに当たり、明る過ぎる広告照明について現況把握を行いました。課題としては、こちらの１から４までの４項目が挙げられました。１番としては明るさ・色等、２番は光の漏えい、３番は照明方法、４番は景観との調和になります。こちらの写真は、銀座通りで建て替えがあった建物です。この照明に関しては説明の流れの中でお伝えします。

まず、景観ガイドライン上の屋外広告物の扱いは、見付面積２平米以上を手続対象としています。この写真において、カラオケまねきねこの看板は２平米以上、届出対象となりますが、左の看板は１つ１つが２平米以下なので、届出対象外となります。届出対象外なだけであって、設置の際はガイドラインの基準の適用は求められます。

現況基準としては、広告照明に関して、乳白色のアクリル板の内側から箱全体を照射する内照式の広告物を避け、切り文字もしくは箱文字のみを照射するか、外照式の看板広告物とするように努めるという記載となっております。こちらは考え方を示すものとなっております。内照式の看板の例をこちらの写真に示しました。

ガイドラインの方針としての切り文字のみを照射するか、外照式とするように努めるといったものですが、それを写真で示します。ソフトバンクの文字が切り文字、Ｙモバイルの文字が箱文字となります。右側の写真は外照式の看板です。

また、壁面において10メートルを超え３階の床面以上の部分には、基準により、原則、屋外広告物が設置できませんが、写真のように切り文字にした場合は設置でき、その際は照明つきのものが見られます。また、ガイドライン上、激しい点滅を伴う照明装置のついた広告等の設置は禁止しております。

こちらの写真の広告物について相談があった際にも、基準のとおり外照式の看板とするように案内しましたが、強制力がないため、結果として内照式の看板が設置されました。ディスプレー等、光量や色温度に配慮するように口頭で指導しましたが、結果として周辺のまちなみと比較して明るさが目立つ印象の広告となったと感じます。

こちらが、その様子です。これを踏まえ、逗子駅周辺地区の夜間景観について現状把握を行

った結果等を、これ以降のスライドで説明させていただきます。

こちらは壁面利用広告物、内照式の看板の事例となります。パネルの色、緑と赤がありますが、必ずしも色というところではなくて、夜間においては光の量だとか、明るさに関して目立ったものが見られました。

こちらも先ほど提示させてもらった外照式の看板になります。目線に内照式のものがあると、明る過ぎるように感じる印象がありました。

こちらは上部が外照式のもの、下部が内照式のものになります。上部の外照式のものは投光器露出型のＬＥＤタイプとなっていますが、歩行者の視線方向から直接視認でき、歩いていてまぶしさを感じました。このようなところから、光源が直接見えないようにするだとか、過度なまぶしさを生じないように、方向だとか光量等に配慮する必要性もあるように思われました。

こちらは、壁面と窓面の広告物になります。こちらは光源が露出されている照明となります。光源の色が緑だったりとかピンクだったりとか派手であったり、その光が周囲にも拡散している様子がうかがえます。これによって、周辺への影響が大きいこと、その照明方式をどのように誘導していくかというところも検討事項に上がると思われます。

こちら、楽天モバイルの看板になります。審査時には色彩の面でピンクの下地と白の文字、反転表示になる要望をし現況のとおり反転表示しましたが、結果的に夜間、光量が多いため盤面全体で明るさを感じる印象を受けます。一方、さぼてんの看板ですが、表示面積は大きいが、光量だとか色の部分の配慮があるため、左側の看板よりも明るさを感じない印象を受けます。

こちらもダイソーの外照式の照明、ココカラファインの内照式の照明で、面積と、あと光量の面で明るさを感じる印象を受けました。

こちらも店舗１階のコンビニの照明ですが、外照式となっていますが、注意して見ると多少明るいかなという印象を受けました。電光掲示板は基準では禁止しているんですけれども、こちらも歩行者目線に近いところにあるため、目立つ印象を受けました。

基準では、窓面利用広告物は禁止しているんですけれども、このように緑で文字が白の広告物が掲出されており、こちらも明るい印象を受けました。

こちらは池田通りの全景です。池田通りに関しては、こちらも２つの建物が照明として目立っていたんですけれども、内照式の看板において光量だとか色温度の問題もありますが、パネルの色自体が目立っているところもあり、この彩度を下げるということも必要だと思われまし

た。

こちらは、なぎさ通り全景です。

こちらは、スズキヤの文字の上のところのコの字形に２箇所あるのが前面発光となって、こちらは歩いていてまぶしい印象を受けました。

ほかに、駅正面ですけれども、内照式のものの明るさだったり、ほかのところも同様、明るく感じました。

以上が、一通り逗子駅周辺地を現況把握したものですが、今の事例として、内照式を避けるというところで、今回もそのように指導していたんですけれども、これだけ内照式のものがあると、それをどうしていこうかというところと、あと、よく見ると明る過ぎるとか、照射方法とか問題があるように感じますので、それを基準としてどうしていくかというところで御意見をいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

【鈴木会長】　これは、議論は次回にしますか。

【坂本課長】　お時間があれば、簡単な御意見をいただければと思います。

【鈴木会長】　もともと切り文字にするというのは、商店街の方々も含めた意見交換、ワークショップをやった中で、やっぱりそういうほうがいいよねということから入ってきた項目ですよね。

ですが、一方で実際にビルを建て替えて、オーナーの方がテナントを入れたときに、特にこういうマツモトキヨシのようなお店来ると、全体の色の問題となることが大きいですね。いかがでしょう。

【田邉委員】　よろしいですか。

【鈴木会長】　はい、どうぞ。

【田邉委員】　全体に資料の作り方として、明るいということをちょっと否定しているような書き方に見えてしまうんですけれども、基本的には駅周辺の商業地なので、一定程度にぎわいがあるというのはとても重要なことで、夜間、どちらかというと、明る過ぎることよりも、明かりが途切れて、人気のないところが商店街の中に出てくるということのほうが問題なのかなという感じもあります。

あと、明るさに関して言うと、内照式がどうしてもいけないということではなくて、内照式

にした場合に、例えばセンチュリー21とかモスバーガーなどの看板だと、部分的に光を透過しない無透過のシートを使って、例えば21のところが光ったり、これもＭとＭＯＳのところだけが光って、緑の部分は光を透過しない不透過のシートを置いていっているんですけれども、こういうふうにもできるので、内照式が必ずしも悪いわけではなくて、基本的には発光している照度、輝度の問題で、そこが抑えられれば内照式でも、先ほどのおすし屋さんのような落ち着いたものにできるのではないか。おすし屋さんは、多分光を半透過するフィルムを中に入れているので、発光した光がそのまま外に出てこないようになっているんじゃないかと思いますけれども、看板の作り方にやっぱり工夫が要るのかなというように思います。

新しくできた食堂も内照式の部分と外照式の部分が２つありましたけれども、これ、夜に見ると、内照式の部分というのはとてもまぶしいですけれども、ここを例えば外照式にすると、看板の上に照明のアームが、これでいうと最低６本ぐらいは出てくるので、それがかえってみすぼらしかったりするんですよね。この場合は、内照式でもいいから発光する面の輝度を下げてもらうとか、色温度を少し、下のほうの外照式と同じような黄色っぽい色にしてもらうとか、明るさを制御することで大分違和感がなくなるのかなというふうに思うので、合わせ技じゃないかなというふうに思います。

どうしても内照式のほうが見た目はすっきりしますし、管理もしやすいので、内照式は駄目ですというと、結構それじゃできないなというようなケースが増えてくるのかなという気もします。

【長島委員】　何か僕はこれを見てもそんなに不自然な感じを受けないんですよ。ひどかったのは鎌倉。鎌倉のドラッグストアかな、真っ赤になっていましたよね。僕、それを記憶しているんですけど、その後、替わりましたよね。あれは恐らく行政のほうでそういう御意見があったので替えたと思うんですけど、今、見る範囲においては、何か特にひどいなというような感じは受けないです。やはり、ある程度サインを見せなきゃいけないから、それは許容範囲じゃないのかというふうには、僕は思います。

【田邉委員】　今の検討は、鎌倉の二の足を踏まないようにという意味もあって、先行してやっているということですよね。

【森係長】　この店舗は先週オープンして、屋外広告物の相談が来たときに、行政としてはガイドラインに沿った形で指導をさせていただくんですけども、そこのガイドライン上に内照式

の広告物を避けろというふうに明確に規定してしまっているので、やっぱり一段階目としては、内照式は避けてくださいというふうに指導せざるを得なかったというのがまず１つ。

その上で、ほかにもいっぱいあるよというような事業者からの声を聞いて、実際に、事務局でまち歩きをしてみたら、確かに内照式はめちゃくちゃいっぱいあるなということに気づいて、ただ、内照式が悪いというよりは、今、ここにお見せしているように、さぼてんなんかについては、やっぱりそんなに目立たないし、一概に内照式が悪いのかなというところで、今、こういった問題提起をさせていただいているというところ。

逆に、さっき出たダイソーの外照式のところ、田邉先生がおっしゃられたように、外にこういう、出ちゃっている。これは、確かに見栄えがかなり悪いので、この辺についても、何か各ガイドラインを今の時代に沿った形で修正できたらなというところで、いい議論ができればなというのでやっています。

【鈴木会長】　ルールができたのは、何年前でしたか。

【坂本課長】　17、8年ぐらい前ですか。

【鈴木会長】　そうですよね。

【坂本課長】　平成22年ぐらいですよね。

【鈴木会長】　ですので、そろそろ見直してもいい。大体、20年ぐらいで見直すところは見直しをやっているので、時流に合わせて、かなり広告物に関しては20年前と今の状況は変わってきていて、こういう照明の話だけじゃないんですけど、インクジェットのプリンターで、すごい大きいサイズも割と安くできるようになってきたので、それがそのまま看板になっているようなものとかも簡単に出せるようになってきたりとか、あとは、何かすごく大きい男の人の顔が出てくる歯医者さんの看板とか、ああいうものが割と安く出てきちゃうようになったので、ちょっと昔とまた違う状況も生じているかもしれません。

そういうのを踏まえて、広告物、それから照明に関しても見直すという可能性はあるのかもしれないですね。

【坂本課長】　今、会長がおっしゃっていただいたところで、内照式のところのさっきの基準の後ろのところに、ちょうちんとかは除くと入っている時代なんですよね。こういったようなところの、ただしというところを見ていただくとおり、当時、本当にそういったようなことでにぎやかしだとか、夜の照明的なものだったのが時代だったのかなというのは思っているとこ

ろです。

今、会長がおっしゃっていただいたように、やはり技術革新、特にＬＥＤをはじめとするものですとか、都心に入っていくと、道路の面にいきなり広告が出ていたりだとかという、新たな照明による操作というもの自体に、この基準がもうちょっと時代というか、技術の中に入っているのかなというのは実感するところです。

当時は、またリングシャッターだとか、ここの中でもよかれと思って出ているものが、やはりもう少しまちのにぎわいでという基準に当たってくると、またもう少し創意工夫しなければいけないものも出てくる。足元を照らすために照明をと言っていったようなものが、また違う役目の中でサインといったものにもつながってくるというのは、最近、今回のこの意見を見てつくづく思うところですね。

【鈴木会長】　逗子の場合、あまりそういう可能性はないかもしれませんけど、映像広告については、結構県内ほかのところで問題になったりして、大きいそういう何とかビジョンみたいな映像広告を発するんですけど、建物の内側にそれを設置しようとしていて、どうやらそっちのほうが安く設置できるらしいんですよ。屋外仕様にするよりも、要は、ガラス張りにしちゃうと、その効果は全然変わらないんですね。中にちょっと距離を置いておくと、それが広告物に当たるか当たらないかみたいな議論で、何でも設置できちゃうことになるので、これをどう扱うかという問題が起きたりしていまして。やっぱりこれは20年前には全然なかった議論なので、その辺りも場合によっては、議論としては出てくる可能性もあるのかなというふうな気がします。

【田邉委員】　この写真でいうと、商店街でパネルで出しているこちら側、手前側のさぼてんというサインは、これは、中に入っているのは蛍光ランプなんですよ。さぼてんのお店側のものはＬＥＤランプなんですよ。ＬＥＤは幾らでも明るくできるので、さっきの中華料理屋さんのように、手前のものとは異次元の明るさになるようなこともできますけれども、逆に言うと、ＬＥＤのランプは調光ができるので、例えばこれで照度を下げていくとか、もう少し黄色い色みに下げていくというような調光ができるような装置を使ってもらうと、後々、問題ができたときに対応がしやすいというのはありますよね。

【鈴木会長】　もうちょっと黄色っぽいものにしたら、もうちょっとなじむ感じがしますね。

【田邉委員】　そうですね。照度を下げて、黄色っぽくしたら、すごくノスタルジックなお店

とマッチして、よりいいお店になるんじゃないかと思いますけど。

【吉田委員】　１つ、いいですか。

外照式は避けるというような、時代の流れに沿って、昔はそうでもない。今の時代だと外照式照明は、どっちかというと昭和、平成というイメージがすごく強くて、これは多分設置の施工費もこっちのほうが全然安いですよね。だから、お店側とするとこっちを推奨していたら、こっちでいいのでと多分なっていっちゃうんじゃないか。大手は別として、個人の商店とかでしたら、こっちのほうが安いからこっちで出そうと普通は思うと思うんですよ。逆に、これればかりになっちゃったら、何か逗子はずっと昭和なのかなという・・・。だから、ある程度はやっぱり時代の流れには沿っていってほしい。これればかりになっちゃったらどうなのかなという気はしますよね。

ダイソーさんとココカラファインが並んでいるところがありましたよね。これ、外照式がかっこいいという言い方が合っているかは分からないですけど、果たしてそうなのかなというちょっと疑問はありますけどね。ココカラファインさんがちょっと明る過ぎるというのはもちろんあるんですけど、ダイソーさんのこの照明ばっかりになっちゃったら、ちょっとどうなんだろうなと正直思いますけどね。

【大庭委員】　西部劇に出てきそうですね。

【吉田委員】　そうですね。

【坂本課長】　逆に、この頃は上から照らされることによって足元が明るくなるだろうみたいな、当時はまた議論がありましたね。

結局、内照式がそれほど明るくない時代を思うと、こういったような形で足元へと光が漏れてくれればというような形とか、また、ショーウインドーからの明かりで足元が明るくなるだろうというような検討をしていた記憶がありますので、内照式だって当時はまだ蛍光灯ですから、それほど明るくはない時代でした。

【大庭委員】　今となっては、調光対応をしてくださいという指導はできないんですか。

【坂本課長】　最初の中華食堂でも、当初のものよりは若干落としてくださいというところを大分お願いをしていたところですけど、どうしても数値基準がないので。

【大庭委員】　あまり暗くしたところで、うらぶれた感じになっちゃって。

【鈴木会長】　この辺りのことを、今年度、議論していくと。

【坂本課長】　御議論いただければと思います。

【鈴木会長】　よろしくお願いします。

【兼子主事】　あと、輝度を数値で縛った場合に、それを測るのがこちらも難しいなという部分もあるんですけども、先ほどの鎌倉市のようにガイドラインで、紙面で示したとしても、それをこちらが見るほうが難しいかなと思います。この辺り、どうするのが一番よろしいでしょうか。

【田邉委員】　ＬＥＤビジョンだと、装置の輝度とか制御できるので、こちらで調べられなくても、向こうでやってもらうということができるんですけれども、こういう一般の照明の場合でいうと、やっぱり照度計、輝度計がないと、基準への適応状態というのは確認できないですね。

【鈴木会長】　難しいですね。

【田邉委員】　どういう条件で測るかというのもやはり決めておかないと、客観性がなくなりますので、例えば10メートル離れた位置から測るとか、10メートル離れた路上の視線の位置から測るとか、そういう取決めもないと客観的な数値を設ける場合は難しいということです。

色温度などは目で見ても分かるので、書き込みやすいですよね。

【兼子主事】　調光式のものを求めるということは、そういう指導、相談があったときに、そうしてくださいと言うのもなかなか難しいのかなと思っています。

【田邉委員】　その店舗の性質によりますけれども、都心ではやってもらって、やりますというところは結構あります、そんなにコストアップにならないので。ただ、こういうチェーン店だと標準仕様でそういうものがありませんというのはありますけど。

【鈴木会長】　窓口に来られる方と、本社でちょっと違ったり。こういう色はありませんといっても、地方でそういう色を替えているケースがあるとか、結構あるんですよ。だから、ルールがあったら従わなきゃいけないので、いろんなバリエーションが今、そういう大手のチェーンだとたくさん持っているので、改良を検討している人たちの周りではそういうのはないけど、でも、地方でこういうのをやっているとかというケースは幾らでもあったりするので。

【大庭委員】　コンビニの色、変わっちゃいますよね。

【鈴木会長】　そうですね。コンビニも本当に色もかなりバリエーションが出てきていますし、マツモトキヨシも。

【田邉委員】　そうですね。ありますよね。

【鈴木会長】　マツモトキヨシも町田辺りだと、もう茶色い、落ち着いたマツモトキヨシとか、今も。

【兼子主事】　セブンーイレブンも建物の中に照明を取り込んでいる事例があるので、そこまでやっていただけると景観的にもいいかなと思うんですけど、逗子はそれは難しそうだなという印象は受けておりますので、数値で縛るのがいいのか、どうするのがいいのかも含め、次回以降、検討事項を提示させていただきたいと思います。

【鈴木会長】　では、よろしいでしょうか。

　では、続きまして、その他になりますか。

【兼子主事】　続いて議題３の３、その他について説明させていただきます。資料は、資料３になります。こちらの議題につきまして、日髙委員から御説明をよろしくお願いします。

【日髙委員】　逗子の景観まちづくり瓦版というのを年に４回発行しています。

　最初にあった資料１のスケジュールに、瓦版発行というのが載っていますけども、次が92号ですね。この91号というのが最近、一番新しいものになります。

　逗子の文化の会として担当していまして、メインで担当してくれていた方が担当を外れたので、私が今、代わりに担当しておりまして、今日は、せっかくこういう会があるのでこちらでも協力していただけないかという呼びかけなんですけど。

　掲載としては、表裏のものになります。スケッチ、表に２枚と、文章が短いもの、700字ぐらいが１つ。裏はこういう歴史もので、今、三浦さんという方にお願いしています。他、３分の１ぐらいを景観の広告のようなものを入れていただいてるという、こういう構成でやっています。

　実質、私が編集長的な立場で記事を集めている状況なんですけども、編集に関わっていただくのもすごくありがたいですし、あるいは記事を寄稿していただいたり、スケッチを描いていただいたりということ、もしお願いできるようでしたら、ぜひ御協力いただきたいなということで、ちょっとお時間をいただきました。

　スケジュールでいいますと、我々の任期内、2028年の10月に100号が出る予定ですね。これ、毎回の号はこういうＡ４の紙のカラーコピーで、市内で配布していただいているんですが、できれば100号が出た記念に、50号のときに一回冊子化しているんですけど、100号記念でまた冊

子化して、残るものにしていきたいなというふうにも考えておりますので、せっかく景観に関わる活動をしていただいていて、ちょっと書き慣れないけど書いてみようかということで結構ですので、もしお受けいただけるようでしたら、私かまちづくり景観課のほうに御連絡いただければありがたいです。よろしくお願いします。

あと、鈴木先生、今回のワークショップとも絡めて何かできないかなという気もしているんですけど、まちなか。

【鈴木会長】　そうですね。これ、スケッチ、うまいですね、この方。

【日髙委員】　そうですね。この次のやつがもう、今、スタンバっているんですけど、その方は85ぐらいの方で、子供が描いたような絵を描いてくれていまして、それはそれで味があるなと。

戦争の体験を沼間でされた方で、戦災で真っ赤な空を描いていらっしゃるんですけど、スケッチのうまい、下手というよりは、逗子のことを逗子の方が中心になって描いてくださっているというところがいいように思いますね。この方は、今回寄稿していらっしゃる方は逗子在住じゃないんですけど、河内真菜さんという、保育園の設計をされた方ですので、そういう逗子以外の方にも御協力いただいて記事を集めているという、ちょっと苦労をしながらという部分もあります。本当は逗子の中の方がいいんですけどとは言われたんですけど、逗子で仕事をされた方ですし、建物も設計しているのでぜひということでお願いして、引き受けていただきました。

【鈴木会長】　検討します。

【日髙委員】　先生も。

【鈴木会長】　ワークショップ。

【日髙委員】　ワークショップに、これは、５日は授業でやられるけども、参加もできるということですか、このチラシ。

【坂本課長】　そうです、はい。

【坂本課長】　商店街の方にもお声がけはしております。

【日髙委員】　そこで私も参加させていただいて、いろんな方にちょっと声をかけて、記事を集めるようなことをしてもよろしいですか。

【鈴木会長】　全然大丈夫。いいですよね、問題ないですよね。

【日髙委員】　じゃあ、よろしくお願いします。

【鈴木会長】　よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は……。

【長島委員】　いいでしょうか、ちょっと。

直接景観の審議会とは関係ないのかもしれないんだけど、すごく大事なことが最近市内でありまして、どうしてかというと、私も、先ほど申し上げたように11年前に引っ越してきたんですけど、それから二、三年したときに、披露山がありますよね。新宿４丁目があるんですよ。

そこに崖のところがあるんですけど、そこをどの業者か知らないけど、開発して崖になっちゃって、むき出しになったんですね。山の崖のところまで、ずっとグリーンだったんです。それを全部掘り起こしちゃって、ビニールシートを敷いちゃった。それは８年ぐらい前だと思うけど、それがずっと続いていたんですよ。私もいろんな人に聞いたりしたら、例えばどっかの業者がそれをやってそのままにしてあるというふうに聞いていたんです。新宿のほうから、僕が住んでいるのは新宿稲荷のほうの先なんですけど、新宿稲荷のほうへ向かうと、右にブルーシートが見え、これがずっと、恐らく逗子の市民の人はよく御存じだと思うんですけど、それが解消されたんです。どうしてなのか。

これが、非常に意義があると思うんですけど、ある方が自分の遺産を市に寄附した、それが１億8,000万円。もちろん御存じだとは思うんですけど、この崖崩れ及び市民が安心して住むことができるまちづくりのために使用したいという遺言があったんですね。その遺言に対して司法書士の方が手続をして、市に掛け合ったんですね。そうしたところ、その遺言を書いた方は、例えば、池子の高校生が崖崩れで亡くなっていますよね。そういったこともあったし、また当然、４丁目の本当にブルーシートが一年中かかっているんですよ。それもある意味、自然の景観だから、それはすごく気になって、それを解消するために使ってほしいということで、それで寄附されました。

そういう行政が個人の意向を実現する１つのモデルケースではないかと。私もずっと逗子に住み続けようと思っていますから、最終的にはそんなに財産はないけど、例えば寄附したいという方もいらっしゃると思うので、その寄附もそういうまちづくりのために寄附したいとか、崖崩れの補修のためにしたいとかという、その気持ち、水沼委員が言っていましたけど、ソフトという言葉をおっしゃっていたけど、ハードに対してのそういう気持ちとか人間の心理とか

思いというソフトも大事なのかなというふうには僕は思うんです。

それで、一応、１億8,000万円のうち１億3,000万円が、2020年に二度崖崩れを起こした新宿４丁目の防災対策費ということで使うと、あと5,000万円は避難所備品の整備などに活用するということです。それで、あと新宿４丁目の土地所有者から約200平方メートルの土地の寄附を受け、2029年度の完成を目指すということになっています。

ですから、ちょっとその他ということで、また・・・とは離れるとは思うんですけど、極めてこういう、今後も市民のやっぱり善意を酌む、そういう行政というのは必要だし、そういうことを考えるのも、やはり審議会の１つの考えとしては僕はあるのかなと。

そのために、例えば日髙委員がやっていらっしゃる瓦版というのも、やっぱり啓蒙のために使われるわけであって、最終的にやっぱり人を動かしていく、またまちを動かしていくというのは、そういうものなのかなというふうに思いましたので、ちょっと長くなりましたけど、その他ということで発言させていただきました。

以上です。

【鈴木会長】　ありがとうございます。

【日髙委員】　いい話ですね。

【長島委員】　僕、びっくりした。

【日髙委員】　新宿の方が御寄附されたんですか。

【長島委員】　新宿かどうか分からないですけど、これは。

【水沼委員】　川上さんという方ですね。タウンニュースに出ていますね。

【坂本課長】　住まいのところまでは分かりませんが、やはり、以前、池子のところで高校生が土砂崖災害に巻き込まれた、ああいう悲しいことは二度と起きてほしくないというお言葉を残された遺言ということで、市のほうに。

【長島委員】　タウンニュースに出ていた。

【鈴木会長】　そうですね。

【坂本課長】　１億8,000万円近い遺産を御寄附いただくというような形になっています。

私たちも、行政ですとか、そういう崖の研修会のところではこのお話をさせていただいて、その思いを後世にも伝えていきたい。我々職員も、事故のあった２月には、各部局から事務職も含めまして総勢で集まりまして、例えば急傾斜の横のところですとか、学校の横の崖とかを、

目視の点検でまずは発見させていこうということで、この前の２月のときにも約150箇所ほど点検を実施して、おかしいところがあると、例えば技術職員とか、そういう少し専門的な見地で見ていくというような、まずは発見することが大事といったようなことも務めていくようなところです。

ありがとうございます、貴重な情報を。

【鈴木会長】　それでは、議題は以上になりますので、司会のほうをお返しします。

【坂本課長】　ありがとうございました。

次回、またその次、今日、ちょっと頭出しをさせていただきましたようなことを議論を進めていければと思います。どうぞ、まちを歩いているとき、夜に歩いたときにお気づきの点、ああいう話があったな、思い出していただければ、またよそのまちへ行ったときに逗子と比較したときにどうだろうか、そんな見地を少し心の隅に置いていただいて、次回、臨んでいただければと思います。

では、これで終了とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。